

学校いじめ防止基本方針

糸満市立糸満小学校

1 いじめ防止基本方針

いじめは人権侵害であり、ときに尊い命を失わせる大きな罪になる。いじめは絶対に許されない行為である。学校は、いじめられている児童の立場に立ち、全力で児童を守り、問題の解決を図らなければならない。教職員の何気ない一言が、いじめを誘発あるいは促進することもある。

いじめの予防は教師としての基本的な姿勢でなければならない。教師は人権の基本に戻り、いじめをしない、させない、見逃さないという強い姿勢が要求される。

いじめの定義☆

◎いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめの特徴☆

- ◎本人に聞いても言わないことが多い。(チクったとしてさらにいじめられるからなど)
- ◎いじめのターゲットが自分に回ってこないように加害者の立場に立とうとする。時に学級の全員の活動の全員が加害者になっていることがある。
- ◎いじめる側は、いじめられる者の深刻さを認識しないで、からかい、いたずらなどの遊び感覚でいじめる。
- ◎外からは気の合う仲良しグループに見えても、学校の内外で特定の児童が数人のグループをつくり、その中のメンバーの一人をいじめのターゲットにしている。

2 いじめ防止等のための対策の基本理念

すべての児童及び教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの児童にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のために対策を以下の基本理念の基に定めます。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「絶対に許さない」学校をつくります。
- (2) いじめられているいじめられている児童の立場に、絶対に守り通します。
- (3) いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努めます。

3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織します。

(1) 校内委員会

委員長 校長

委員 教頭、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、教務主任、養護教諭

特支・生徒指導部員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

なお、必要に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する。

(2) 校内委員会の役割

①相談体制の拡充

◎いじめに関する事象が発見された場合は速やかに管理職に報告する。

いじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職に報告する義務がある。

校長は生徒指導主任・担任による注意・指導で解決できるか判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に校内委員の招集を行い、臨時校内委員会を開催する。

臨時校内委員会では、児童からの聴取、聴取後の対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。

なお、委員長は、市教育委員会に状況を随時伝え、連携を図り、報告書の提出を行う。

いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置を校内委員会で決定するが、警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルにかかわらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・加害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導、保護者との連携・行政機関との連携など）を行う。

○緊急窓口の整備

深刻な事案に迅速に対応できるよう校内委員会の相談窓口を教頭及び教育相談担当とし、いじめ相談に対応する。

②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

校内委員会はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、解決困難な問題を支援する。

③教職員の取り組み支援

○校内委員会は、いじめの防止・解決にかかわる資料集め活用方法を教職員に広く紹介する。

○校内委員会は、いじめ防止に関わる研修を実施する。

○インターネットを通じて行われるいじめの防止

校内委員会では携帯・インターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

4 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめ防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに子ども達の主体的ないじめ防止活動を推進します。

①児童がいじめ問題を自分たちのこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。

②人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団のあり方等について学習を深める。

③学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。

④教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

⑤常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、充実改善を図る。

⑥教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

⑦行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域・関係機関と協力して全力で実態把握に努めます。

①児童の声に耳を傾ける。(学校生活アンケート調査、個別面談、教育相談等)

②児童の行動を注視する。

③保護者並びに地域との情報を共有する。(手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問・保護者会)

④行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)

(3) いじめの早期解消

いじめ問題が起きた時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指します。

①いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

②いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

③校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。

④いじめる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

⑥いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

⑦必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

(4) いじめに対する措置

いじめ問題が起きた時には、校内委員会の判断の下、加害者児童に対し、出校停止や停学等の措置を行う事ができる。なお、児童に対する措置などの対応判断は、教育委員会と連携や指示を仰ぐ。

また、いじめ事象の内容を含め、児童間暴力、対教師暴力等すべての暴力行為には、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

「いじめの防止等の対策のための組織」

糸満市立糸満小学校

- 第1条（名 称） この会は、糸満小学校の児童の健全育成を図るため「いじめ」や「問題行動」等の未然防止や解決を図るため、いじめ防止対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を称する。
- 第2条（目 的） 本協議会は、「いじめ防止基本方針」を策定し、児童への「いじめ」「問題行動」等について実態把握、早期発見及び未然の防止に関する取組と具体的事案に対しての対処を実効的に行うことを目的とする。
- 第3条（事務局） 本協議会の事務局は、学校の特別支援・生徒指導委員会に置く。
- 第4条（事 業） 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を策定・改善に関すること
 - (2) 重大事態に対処し、適切な方法により事実関係を明確にする調査等に関すること
※「いじめ」「問題行動」等について、学校の要請、保護者の要望、児童生徒の訴えがある場合の事実関係及び原因究明についての調査及び対応に関すること。
 - (3) 年間を通じた「いじめ」及び「問題行動」等の未然防止に関する取組に関すること
・学校生活アンケート調査（毎月実施） ・教育相談週間 ・「いじめ追放」集会
・人権の日 ・道徳 ・校内研修 ・生徒指導委員会 ・教育相談委員会 ・その他
 - (4) 生徒指導・教育相談体制の運営の在り方に関すること
 - (5) 「いじめ」等の調査及び結果に基づく対策及び指導・措置に関すること。
 - (6) その他目的を達成するために必要事項に関すること
- 第5条（組 織） 本協議会は、次に掲げるもので組織する。
- (1) 校長・教頭
 - (2) 教務主任
 - (3) 生徒指導主任・教育相談主任
 - (4) 学年主任
 - (5) その他（校長が指名する職員）
 - (6) 外部有識者・学識経験者・関係機関等
（スクールカウンセラー・警察・児童相談所・民生員・人権擁護員・弁護士・保護司
・PTA・その他校長が推薦するもの）
- 第6条（任 期） 本協議会の委員の任期は1ケ年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条（役員等） 本協議会に、次の役員を置き、委員の互選とする。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 会長は会務を総括し、委員を代表する。
 - (4) 副会長は委員長を補佐し、会長が欠席の場合、職務を代行する。
- 第8条（会議） 本協議会は学期1回の定例会の他、必要に応じて会長が招集する。
- 第9条（その他） この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、全員で協議し、会長が別に定める。
- 附 則 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。